京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。 令和5年3月31日

> 京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

## 京都市交通局管理規程第30号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程 京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

7(1) 1 7(7) 7(7) 7(7) 7(7) 7(7) 7 (7	
改正前	改正後
第2章 企画総務部研修所	第2章 企画総務部研修所
(職名)	(職名)
第3条 企画総務部研修所(以下「研修	第3条 企画総務部研修所(以下「研修
所」という。) に所長及び担当係長を置	所」という。)に所長及び担当係長を置
< ∘	<∘
2 研修所に担当課長及び担当課長補佐を	2 研修所に担当課長を置くことがある。
置くことがある。	

## (職務)

- 第4条 所長は、上司の命を受け、所掌事 第4条 所長は、上司の命を受け、所掌事 務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 担当課長、担当課長補佐及び担当係長 2 担当課長及び担当係長は、上司の命を は、上司の命を受け、担当事務を処理 し、補佐職員があるときは、これを指揮 監督する。
- に準ずる職以上の職にある者を除く。以 下同じ。)の配置を定め、担当課長、担 当課長補佐及び担当係長は、補佐職員が あるときは、その担当事務を定める。

## (職務)

- 務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 受け、担当事務を処理し、補佐職員があ るときは、これを指揮監督する。
- 第5条 所長は、所属職員(係長及びこれ | 第5条 所長は、所属職員(係長及びこれ に準ずる職にある者を除く。)の配置を 定め、担当課長及び担当係長は、補佐職 員があるときは、その担当事務を定め る。

(代理)

務につき、担当課長補佐又は担当係長が その職務を代理する。ただし、担当課長 が置かれている場合にあっては、主管事 務につき、担当課長がその職務を代理 し、担当課長に事故があるときは、主管 事務につき、担当課長補佐又は担当係長 がその職務を代理する。

第3章 自動車部自動車整備工場 (職名)

- 第8条 自動車整備工場に自動車整備工場 長及び技術係長並びに整備係長を置く。
- 2 自動車整備工場に工場長補佐を置くこ とがある。

(職務)

- 司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。
- 2 工場長補佐は、上司の命を受け、担当 事務を処理し、補佐職員があるときは、 これを指揮監督する。
- (係長及びこれに準ずる職以上の職にあ る者を除く。)の配置を定め、係長は所 属職員の担当事務を定める。
- 2 工場長補佐は、補佐職員があるとき は、その担当事務を定める。

(代理)

第6条 所長に事故があるときは、主管事 第6条 所長に事故があるときは、主管事 務につき、担当係長がその職務を代理す る。ただし、担当課長が置かれている場 合にあっては、主管事務につき、担当課 長がその職務を代理し、担当課長に事故 があるときは、主管事務につき、担当係 長がその職務を代理する。

> 第3章 自動車部自動車整備工場 (職名)

第8条 自動車整備工場に自動車整備工場 長、技術係長及び整備係長を置く。

(職務)

第9条 自動車整備工場長及び係長は、上 | 第9条 自動車整備工場長及び係長は、上 司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。

第 10 条 自動車整備工場長は、所属職員 | 第 10 条 自動車整備工場長は、所属職員 (係長及びこれに準ずる職にある者を除 く。) の配置を定め、係長は所属職員の 担当事務を定める。

(代理)

ときは、主管事務について工場長補佐又 は係長がその職務を代理する。

第5章 自動車部営業所 (職名)

- 係長及び運転係長を置く。
- 進員を置くことがある。
- 3 営業所及び出張所に管理係長及び整備 係長を置くことがある。
- 4 営業所及び出張所に担当所長、所長補 佐、担当所長補佐及び担当係長を置くこ とがある。

(副所長)

第 21 条 営業所及び出張所に副所長を置 第 21 条 削除 くことがある。

(職務)

- び係長は、上司の命を受け、所掌事務を 掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 副所長及び所長補佐は、所長を補佐す 2 副所長は、所長を補佐する。 る。
- 3 担当所長、担当所長補佐及び担当係長 は、副所長の職務を行うことができる。
- し、補佐職員があるときは、これを指揮 ときは、これを指揮監督する。 監督する。

(代理)

第 11 条 自動車整備工場長に事故がある | 第 11 条 自動車整備工場長に事故がある ときは、主管事務について係長がその職 務を代理する。

> 第5章 自動車部営業所 (職名)

- 第 20 条 営業所及び出張所に所長、庶務 | 第 20 条 営業所及び出張所に所長、副所 長、庶務係長及び運転係長を置く。
- 2 営業所及び出張所にお客様サービス推 2 営業所及び出張所にお客様サービス推 進員を置くことがある。
  - 3 営業所及び出張所に管理係長及び整備 係長を置くことがある。
  - 4 営業所及び出張所に担当係長を置くこ とがある。

(職務)

- 第 22 条 所長、お客様サービス推進員及 第 22 条 所長、お客様サービス推進員及 び係長は、上司の命を受け、所掌事務を 掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 担当所長、担当所長補佐及び担当係長 3 副所長及び担当係長は、上司の命を受 は、上司の命を受け、担当事務を処理 け、担当事務を処理し、補佐職員がある

め、係長は、所属職員の担当事務を定め る。

(代理)

第 24 条 所長に事故があるときは、副所 長がその職務を代理し、お客様サービス 推進員及び副所長に事故があるときは、 主管事務につき、所長補佐、担当所長補 佐、係長又は担当係長がその職務を代理 する。

(職名)

- 第 33 条 運輸事務所に所長及び区長を置 く。
- 2 運輸事務所にお客様サービス推進員を 置くことがある。
- 3 運輸事務所に所長補佐、担当所長補佐 及び担当係長を置くことがある。

(職務)

- 第34条 所長、お客様サービス推進員、 係長及び区長は、上司の命を受け、所掌 事務を掌理し、所属職員を指揮監督す る。
- 2 所長補佐、担当所長補佐及び担当係長 は、上司の命を受け、担当事務を処理 し、補佐職員があるときは、これを指揮 監督する。
- め、区長は、所属職員の担当事務を定め る。

第 23 条 所長は、所属職員の配置を定 第 23 条 所長は、所属職員(係長及びこ れに準ずる職にある者を除く。) の配置 を定め、係長は、所属職員の担当事務を 定める。

(代理)

第 24 条 所長に事故があるときは、副所 長がその職務を代理し、お客様サービス 推進員及び副所長に事故があるときは、 主管事務につき、係長又は担当係長がそ の職務を代理する。

(職名)

- | 第 33 条 運輸事務所に所長及び区長を置 < 。
- 2 運輸事務所にお客様サービス推進員を 置くことがある。
- 3 運輸事務所に担当係長を置くことがあ る。

(職務)

- 第34条 所長、お客様サービス推進員、 係長及び区長は、上司の命を受け、所掌 事務を掌理し、所属職員を指揮監督す る。
- 2 担当係長は、上司の命を受け、担当事 務を処理し、補佐職員があるときは、こ れを指揮監督する。
- 第 35 条 所長は、所属職員の配置を定 第 35 条 所長は、所属職員(区長及びこ れに準ずる職にある者を除く。)の配置 を定め、区長は、所属職員の担当事務を

(代理)

- 第 36 条 所長及びお客様サービス推進員 | 第 36 条 所長及びお客様サービス推進員 に事故があるときは、主管事務につき、 は担当係長がその職務を代理する。
- 第8章 高速鉄道部車両工場 (職名)
- く。
- 担当係長を置くことがある。

(職務)

- 受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指 揮監督する。
- 2 担当課長、工場長補佐及び担当係長 2 担当課長及び担当係長は、上司の命を は、上司の命を受け、担当事務を処理 し、補佐職員があるときは、これを指揮 監督する。
- め、区長は、所属職員の担当事務を定め る。
- 2 担当課長、工場長補佐及び担当係長 2 担当課長及び担当係長は、補佐職員が は、補佐職員があるときは、その担当事 あるときは、その担当事務を定める。 務を定める。

(代理)

定める。

(代理)

- に事故があるときは、主管事務につき、 所長補佐、担当所長補佐、区長、係長又 区長、係長又は担当係長がその職務を代 理する。
  - 第8章 高速鉄道部車両工場 (職名)
- 第 38 条 車両工場に工場長及び区長を置 第 38 条 車両工場に工場長及び区長を置 く。
- 2 車両工場に担当課長、工場長補佐及び 2 車両工場に担当課長及び担当係長を置 くことがある。

(職務)

- 第 39 条 工場長及び区長は、上司の命を | 第 39 条 工場長及び区長は、上司の命を 受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指 揮監督する。
  - 受け、担当事務を処理し、補佐職員があ るときは、これを指揮監督する。
- 第 40 条 工場長は、所属職員の配置を定 第 40 条 工場長は、所属職員(区長及び これに準ずる職にある者を除く。)の配 置を定め、区長は、所属職員の担当事務 を定める。

(代理)

第 41 条 工場長に事故があるときは、主 第 41 条 工場長に事故があるときは、主 管事務につき、担当課長、工場長補佐、 管事務につき、担当課長、区長又は担当

区長又は担当係長が、その職務を代理す 係長が、その職務を代理する。 る。

第10章 部長等の代理、報告等 (部長等の代理)

第48条 部長に事故があるときは、主管 第48条 部長に事故があるときは、主管 事務につき、事業所長がその事務を代理 する。

(報告)

第49条 部長は、係が分掌する事務の概 第49条 部長は、係が分掌する事務の概 目並びに副所長、担当課長、所長補佐、 担当課長補佐及び担当係長の担当事務の 概目を定め、次長に報告しなければなら なければならない。 ない。

第10章 部長等の代理、報告等 (部長等の代理)

事務につき、事業所長がその事務を代理 する。

(報告)

目並びに副所長、担当課長及び担当係長 の担当事務の概目を定め、次長に報告し

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)